

ドニソン教授との交流

星野信也

ドニソン (David V. Donnison) 教授との最初の出会いは、今から三十数年前の1961年9月初旬になる。先生は、ロンドン政治経済大学 (London School of Economics) 社会福祉行政学部でかの有名なティトマス教授と並ぶ2人目の教授に昇任されたばかりできわめて多忙であったにもかかわらず、快く私のチューターを引き受けて下さった。後から考えると、先生がミャンマーの生まれで、アジアへの理解を持っておられたことが幸いしたと思われる。

先生の教授就任講演は大盛況であったが、その内容は、長く社会福祉行政論のテキストの地位を占めたPenguin Booksの“Social Administration”の第2章「ソーシャル・アドミニストレーションの発展」に収録されている。そこで示された「社会福祉行政論は独自の学問領域 (discipline) というよりは、政治学、経済学、社会学、心理学などいろいろな学問領域から入って研究する学問分野 (Territory) にとどまる」という考え方は、そのままその後の筆者の立場であり続けた。

イギリスでは、「社会福祉行政論」が学部の名称となり、長らく「学会」の名称であり続けたが、「社会福祉政策は、社会福祉行政を離れては論ずることも研究することも難しいからだ」と論じられていたことが忘れられない。

先生は、当時から、住宅問題に深い関心を示しておられたが、大学紛争後の1969年、環境問題研究所 (Centre for Environmental Study) の所長として転出され、しばらくはその研究関心を住宅および住宅環境の問題に集中された。ついで、1974年にはティトマスが亡くなった後を継いで、附加給付委員会 (Supplementary Benefits Commission) の副委員長、そしてまもなく委員長（常勤）に就任された。

イギリスの社会扶助は行政委員会によって運営されてきたのだが、ティトマスがミーンズテストを人間的なものにすることに心血を注いだまさにそのことが、かえって「社会扶助というクリスマスツリーが、裁量による給付という飾りの重みに耐えかねて倒れかかっている」とドニソンが比喩的に危機的状況を訴えるほどに制度を複雑化することになっていた。社会扶助は、権利性を高めようとすればその給付はできるだけ簡素で分かりやすい基準に従って運用されることが望ましい。しかし、それでは反面で社会扶助を硬直的で非弹性的な、人間性の乏しい制度にしてしまう。イギリスが1974年から住宅給付制度を取り入れたことも、社会扶助受給者にとって、住宅給付を独立に受けるか、それともむしろ住宅費を社会扶助から受けるか、そのどちらが有利かという選択問題に悩まされることになっていた。ドニソン委員長は、精力的にイギリス各地を回って受給者の意見を聞

き、さらには数度にわたって専門誌に公開書簡を掲載して研究者、実務者双方からの反響を取り入れ、“Social Assistance”という改革案を世に問うところまで努力を重ねた。

1979年サッチャー政権成立によって、かえって付加給付委員会自体が廃止され、社会扶助の運用は政府直営となったが、1988年から①社会扶助が基準一辺倒の Income Support と自治体の行政裁量による Social Fund に事实上 2 分割されたこと、②所得援助、住宅給付、家族クレジット等のミーンズテストの基準が整合性を持つものに改革されたことは、全体としてドニソンの提起した改革の方向に沿ったものであったというべきである。

先生は、委員会解散後再び教壇に戻り、グラスゴー大学の住宅都市問題研究センターの都市計画担当教授に就任して今日に至っている。そこでは、今なお残るグラスゴーの不良住宅地区の改良に、現地の住民レベルに溶け込みながら、実践的な努力を重ねておられる。

イギリス病、スウェーデン病は、社会が平等になると人々の勤労意欲が低下し、国の経済的活力が失われて社会が沈滞するという批判だが、ヨーロッパでは1980年代におしなべて社会的不平等が増大したにも関わらず、一向に経済的活力は復活しなかった。その反省は改めて社会的公正への関心の高まりとして現れているが、1995年初頭、それを示す 2 つの研究調査報告が出されて話題を呼んでいる。1つが Joseph Rowntree Foundation による “Income & Wealth” であり、もう 1 つが社会的公正に関する委員会による “Social Justice” である。前者が1961年から1991年にかけての長期的な所得と富の分配の不平等の増大をリポートしたものであるのに、後者はそれに加えて近い将来に予測される労働党政権の社会福祉政策への提言を行っている。ドニソン先生の最新書は、後者の付属リポートの第13巻 “Act Local: Social Justice from the Bottom Up” という、地域からの改革を提案したものである。

先生は研究と行政の両面で活躍されてこられたが、その飽くなき「社会的公正」への研究関心と情熱を、筆者も学び続けたいと考えている。

(ほしの・しんや 日本女子大学教授)